

# 公民共創による千丈寺湖畔の賑わい創出に向けた事業可能性調査業務委託 公募型プロポーザル実施要領

本要領は、公民共創による千丈寺湖畔の賑わい創出に向けた事業可能性調査業務委託に係る契約の相手方となる候補者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

## 1 業務の概要

### (1) 業務名

公民共創による千丈寺湖畔の賑わい創出に向けた事業可能性調査業務

### (2) 業務の目的

三田市は、優れた自然環境等の地域資源を活かした取り組みを通じて、まちの魅力向上に取り組む、『アウトドア交流都市』を目指している。その核となるプロジェクトの一つとして、本市中央部に位置する千丈寺湖(青野ダム)の優れたロケーションをはじめとした様々な地域資源を活用し、アウトドア施設誘致やSDGs体験型プログラムの実施を民間事業者の活力導入により推進する。

本業務は、民間活力導入による千丈寺湖畔の賑わい創出に向け、市が検討した事業概要、事業スキーム及び事業手法(以下「事業概要等」という。)について、サウンディング型市場調査等による民間対話により、事業実施上の課題把握や対策整理を行うものである。

なお、実現可能性の検討にあたっては、2025年大阪・関西万博の開催期間において集客可能な取り組みが実現できることを前提に、様々な事業手法も含めて整理すること。

### (3) 業務内容

「公民共創による千丈寺湖畔の賑わい創出に向けた事業可能性調査業務委託仕様書(以下「仕様書」という。)」のとおり

### (4) 特定テーマ

本業務において、技術提案を求める特定テーマは、以下に示す事項とする。

- ① 民間対話を通じ、事業実施上、想定される課題の把握や整理を行う方法について
- ② 地域資源を活用したアウトドア施設の誘致、SDGs体験型プログラムの実施にむけて適切な取り組みの実現可能性の把握をするための方法について
- ③ 業務実施手順、実施工程、業務進捗管理方法について

### (5) 履行期間 契約締結の日から令和6年2月28日まで

## 2 予算

委託料の見積限度額は、9,867,000円(消費税及び地方消費税含む)とする

## 3 実施形式

公募型プロポーザル方式とする。

## 4 日程

候補者決定までのスケジュールは、次のとおりです。

日付	内容
令和5年5月10日（水）	募集開始（プロポーザル実施告知）
令和5年5月22日（月）17時必着	質疑書提出期限
令和5年5月26日（金）	質疑回答公表（ホームページ）
令和5年6月9日（金）17時必着	参加表明書等提出期限
令和5年6月16日（金）※予定	一次審査結果通知
令和5年7月10日（月）17時必着	技術提案書等提出期限
令和5年7月中旬～下旬 ※予定	二次審査（プレゼンテーション）
令和5年7月下旬 ※予定	審査結果通知

※現地説明会は開催しません。

## 5 参加資格

このプロポーザルへの参加資格を有する者は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- ① 三田市入札等参加資格者名簿に登録された者、または入札等参加資格者名簿に未登録の者で、参加表明時に次の書類を提出し、当該プロポーザルに参加することが認められた者。

《プロポーザル参加のための確認書類》 ※追加資料の提供を求める場合があります。

1 登記履歴事項全部証明書
2 法人税・消費税及び地方消費税の納税証明 ※滞納がないことが確認できること
3 財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書） ※最新1年分の決算数値がわかるもの
4 印鑑登録証明書及び使用印鑑届（任意）

- ② 三田市指名停止基準に基づく入札等参加停止措置を受けていないこと。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ⑤ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行っていない者であること。
- ⑥ 三田市暴力団排除条例（平成24年三田市条例第9号）に規定する暴力団及び暴力団員に該当しない者であること並びに暴力団及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していない者であること。
- ⑦ 国税及び市区町村税を滞納していないこと。
- ⑧ 1者での参加であること。複数者での参加は認めない。

- ⑨ 過去5年以内（平成29年4月1日から令和4年3月31日）で国・地方公共団体が発注、完了した本業務と同等又は類似の実績（契約金額は問わない。）を有していること。なお、本業務において同等とは、賑わい創出にかかるエリアマネジメント事業可能性調査の実績があることを示し、類似とは、公共施設等のPPP/PFI導入可能性調査の実績があることを示す。
- ⑩ 別紙「仕様書」のとおり技術者等の配置ができること。

## 6 質疑・回答

### (1) 提出方法

別添の質疑書（様式6）により、電子メールにて提出すること。なお、メールの宛先タイトルに「【質疑書】公民共創による千丈寺湖畔の賑わい創出に向けた事業可能性調査業務委託」と記載し、電子メールにて提出すること。

### (2) 提出期限

令和5年5月22日（月） 17時まで（必着）

### (3) 提出先

三田市 総合政策部未来戦略室 アウトドア交流推進課  
（所在地等は、「14 問い合わせ先」を参照）

### (4) 回答方法

令和5年5月26日（金）までに市公式ホームページの該当ページに掲載する。なお、質疑書の提出が無い場合は、公表を実施しないこととする。

### (5) その他

質疑の内容は、本実施要領及び仕様書、さらには提案書の作成に係る内容とし、評価及び審査に係る質疑は受け付けしない。

## 7 参加資格審査申込の手続き

### (1) 提出書類

様式等	提出部数
1 参加表明書（様式1）	各1部
2 法人概要（様式2）	
3 法人業務実績報告書（様式3）	
4 業務実施体制調書（様式4-1、4-2、4-3）	
5 誓約書（様式5）	
6 法人の概要が分かる資料（パンフレット等）	

※様式4-1、4-2、4-3の「管理技術者」は業務責任者、「主任技術者」は業務主任者を指す。

### (2) 留意事項

① 法人及び予定技術者（管理技術者及び主任技術者）の業務実績は、過去5年間において、同等・類似業務を受注し、実施したものを対象とすること。

なお、予定技術者との雇用関係、さらには保有する資格を証明する書面（健康保険証等、記号番号等特定に係る部分は黒塗りすること。）を併せて提出すること。

- ② 記載した業務実績について、業務契約書又は TECRIS 等の写しを提出すること。  
また、予定技術者がその業務を担当したことを証する業務契約書又は業務報告書等の該当部分の写しを添付すること。
- ③ 業務の一部を第三者に委託する場合は、業務実施体制調書（様式 4-1）に記載するとともに、契約締結時に市に承認手続きを経ること。ただし、管理技術者及び主任技術者を第三者に委託することはできない。
- ④ 業務実施体制調書（様式 4-2 及び様式 4-3）については、様式 4-1 に記載した予定技術者ごとに作成すること。

(3) 提出期限

令和 5 年 6 月 9 日（金）17 時まで（必着）

(4) 提出方法

持参又は郵送に限る。

※持参の場合、土・日曜日、祝日を除く 9 時 00 分から 17 時 00 分まで受け付けする。

※郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限必着とする。郵便事故等についての異議申し立て等は受け付けない。

(5) 提出先

三田市 総合政策部未来戦略室 アウトドア交流推進課

（送付先等は、「14 問い合わせ先」を参照）

## 8 参加資格審査（一次審査：書面審査）

(1) 参加資格審査

参加表明書類の提出を受け付けた者が 4 者以上あった場合は、本要領「12 審査基準等」の「(1)技術提案書の提出者を選定するための基準」に基づく評価の合計点が高いものから技術提案書の提出者として 3 者を選定する。なお、満点の 6 割を最低基準とし、最低基準点に満たない者は選定の対象としない。

(2) 通知

参加資格審査の結果通知は郵送により行い、併せて電子メールを送信する。

## 9 技術提案書の作成方法

(1) 提出書類

様式等	提出部数
1 技術提案書（様式 7-1）	正本 1 部、副本 7 部
2 業務の実施方針（様式 7-2）	※副本は正本のコピー可
3 業務工程表（様式 7-3）	※電子データ（CD-R もしくは DVD）1 枚
4 特定テーマ①～③に対する技術提案（様式 7-4）	
5 プレゼンテーション審査説明員一覧（様式 7-5）	正本 1 部
6 見積書（様式任意）	正本 1 部

## (2) 留意事項

- ① 技術提案書等の提出書類は見やすい書体とし、文字サイズは 10 ポイント以上とする。（ただし、挿入する図、表及びグラフ等については文字サイズを問わないものとする）
- ② 各提出書類の上限枚数は以下のとおりとする。
  - ・業務の実施方針（様式 7-2）： 2 枚
  - ・特定テーマ①～③に対する技術提案（様式 7-4）： 1 テーマにつき 4 枚※A 4 用紙 2 枚分を A 3 用紙 1 枚として提出することもできるものとする。
- ③ 業務工程表（様式 7-3）については、別紙で提出することができるものとする。
- ④ 見積書は、本業務の仕様書及び技術提案書等に記載した内容を踏まえ、必要な経費を記載し一式及び年度別についての見積り（内訳含む）を作成し提出すること。なお、各年度の見積は、「2 予算」で示す上限を超えないことし、各年度は当該予算の範囲で提案すること。

## (3) 提出期限

令和 5 年 7 月 10 日（月） ※参加資格審査で選定された事業者に別途通知する

## (4) 提出方法

持参又は郵送に限る。

※持参の場合、土・日曜日、祝日を除く 9 時 00 分から 17 時 00 分まで受け付けする。

※郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期限必着とする。郵便事故等についての異議申し立て等は受け付けない。

## (5) 提出先

三田市 総合政策部未来戦略室 アウトドア交流推進課

（送付先等は、「14 問い合わせ先」を参照）

## 10 技術提案審査（二次審査：プレゼンテーション）

- (1) 参加資格審査（一次審査）により、技術提案書の提出者として選定した者のうち、提案書の提出を受け付けた者を対象としてプレゼンテーションを実施し、審査委員会において本要領「12 審査基準等」の「(2)技術提案書を特定するための基準」に基づき審査する。
- (2) 審査委員は各自で審査し評価点を付け、選定委員の評価結果に基づき、各委員の評価点の合計が最も高い応募者を受託候補者とする。ただし、各委員の評価点の合計が最も高い応募者が複数の場合は、次の①、②、③の選考過程により最終順位を確定し受託候補者とする。
  - ① 各特定テーマの合計の評価点が最も高い者
  - ② ①に該当する者が複数ある場合は、見積の評価点が最も高い者
  - ③ 上記によりがたい場合は、委員会の協議により決定した者
- (3) 全審査委員の評価点の平均が満点の 6 割以上であることを最低基準とし、最低基準に満たない者は選定の対象としない。
- (4) 二次審査における審査対象者が 1 者であった場合でも審査を行い、最低基準を満たす場合は、当該審査対象者を受託候補者に決定し、その旨を通知するものとする。
- (5) 二次審査結果通知は、令和 5 年 7 月下旬に郵送し、併せて電子メールを送信する。
- (6) 審査内容及び結果に関する問合せ・異議申立て等は一切できないものとする。

## 11 技術提案審査の概要

### (1) 開催日時

令和5年7月中旬～7月下旬のうち、市が指定する1日  
 日時は一次審査結果通知にあわせて連絡する。

### (2) 実施場所

三田市役所庁舎内会議室（予定）

### (3) 出席者

予定管理技術者を含めた3人までとする。

### (4) その他

- ① プレゼンテーションは1者ごとに実施し、説明30分、質疑応答30分とする。
- ② プレゼンテーションは非公開で実施する。
- ③ プレゼンテーションを実施する際に、技術提案書等提出時に提出していない新たな資料を提出することはできないものとする。
- ④ プレゼンテーションの参加者は、配置予定管理技術者を含む3名までとし、プレゼンテーション審査説明員一覧（様式7-5）により参加者の役職及び氏名を技術提案書等の提出時に届け出るものとする。
- ⑤ プレゼンテーション当日に、指定された時刻に来ない場合は、辞退したものとみなす。
- ⑥ プロジェクター、HDMIケーブル及びスクリーンは市において用意する。
- ⑦ プレゼンテーションについては、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点からオンライン（Webex by Cisco オンライン会議システム）により実施する場合がある。

## 12 審査基準等

参加表明書及び技術提案書等の評価項目、判断基準並びに評価点は以下のとおりとする。なお、選定は、次の「(1)技術提案書の提出者を選定するための基準（一次審査）」及び「(2)技術提案書を選定するための基準（二次審査）」による審査結果に基づく評価点の合算により行う。

### (1) 技術提案書の提出者を選定するための基準（一次審査）

選定評価項目		評価の着目点	評価点
法人業務実績		過去5年以内（平成29年4月1日から令和4年3月31日）で国・地方公共団体が発注、完了した本業務と同等又は類似の実績（契約金額は問わない。）を有していること。なお、本業務において同等とは、賑わい創出にかかるエリアマネジメント事業可能性調査の実績があることを示し、類似とは、公共施設等のPPP/PFI導入可能性調査の実績があることを示す	10
実施体制	業務実績	業務責任者及び業務主任者について、過去5年以内に、同等・類似業務の実績を担当した実績を有するか	10
	保有資格等	業務責任者及び業務主任者が本業務に生かせる能力及	10

		び資格（技術士（総合技術監理部門：都市計画及び地方計画）、一級建築士等）を有するか	
評価点の合計		—	30

(2) 技術提案書を特定するための基準（二次審査）

選定評価項目	評価の着目点	評価点
全体的な提案内容 (30点)	業務の目的や内容の理解度が高く、具体性・実効性のある提案であるか	10
	現在の社会情勢や本市の特性等を踏まえた多面的な発想・視点を持った提案であるか	10
	効率的・効果的で実現可能性のある提案であるか	10
特定テーマに対する 企画提案（45点）	〔特定テーマ①〕 ・課題把握の方法は、妥当性・納得性が高いものであるか ・民間対話の方法は、本業務委託の目的を達成するのに必要かつ適切で、合理的なものであるか ・民間対話の方法は、民間事業者の積極的な参画を促し、多様な意見を引き出すような方法であるか。	15
	〔特定テーマ②〕 ・実現可能性把握のための方法は、合理的かつ妥当性・納得性が高いものであるか ・市民理解が得られる方法を採用しようとしているか	15
	〔特定テーマ③〕 ・工期内に望ましい成果を上げることができる実現可能な実施工程、進捗管理となっているか。 ・実効性を担保する必要な実施体制が組まれているか。 ・業務実施のための必要かつ十分な技術水準を保持しているか。	15
プレゼンテーション (15点)	・理解しやすい資料構成になっているか。 ・業務担当予定技術者の説明は簡潔明瞭で理解しやすいか。	10
	・業務担当予定技術者の質問に対する受け答えは的確であり、業務を成功させようとする意欲が感じられるか。	5
評価点の合計	—	90

## 13 その他留意事項

### (1) 基本的事項

- ① 手続において使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- ② 参加表明書及び技術提案書等の作成、提出及びプレゼンテーションに関する費用は、提出者の負担とする。
- ③ このプロポーザルに関して情報公開請求等があった場合、三田市情報公開条例（平成 15 年三田市条例第 2 号）に基づき、参加者から提出された書類等を提案者と協議の上、必要な範囲内において開示することがあるので留意すること。

### (2) 提案書に関する事項

- ① 提案書の提出は 1 者につき 1 案とする。
- ② 提出されたすべての書類の返却は行わない。
- ③ 提出期限以降における参加表明書、技術提案書等及び資料の差し替えや再提出は認めない。また、記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であること了解を得なければならない。
- ④ 技術提案書等の著作権等については、当該技術提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、契約の相手方となった者が作成した技術提案書等の書類について、市は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。
- ⑤ 提出された提案書等は、提案者に無断で使用しないこと。ただし、候補者の選定を行う作業に必要な範囲においては、複製を認めるものとする。

### (3) 審査に関する事項

- ① 次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。
  - ア) 参加資格要件を満たしていない場合
  - イ) 提出書類に虚偽の記載又は審査に影響を与えるような不備があった場合
  - ウ) 本要領で示された提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
  - エ) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
  - オ) 見積書の金額が、提案限度額を超過した場合
  - カ) 本案件の公告の日から候補者特定までの期間中に、本案件に関する営業行為を行った場合

### (4) 契約に関する事項

- ① 特定された技術提案書等の内容については、契約時の履行事項とする。
- ② 契約締結にあたっては、契約金額の 100 分の 10 以上（三田市内に本社本店のある者については 100 分の 3 以上）の契約保証金の納付を求める。ただし、契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供、金融機関又は保証事業会社の保証、履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。
- ③ 随意契約の相手方として決定されるまでは、いつでも参加を辞退することができる。辞退した者は、これを理由として以後の選定等に不利益な取扱いを受けるものではない。なお、辞退する場合は、速やかに辞退届（様式任意）を提出するものとする。



- ④ 契約候補者との協議が不調となったと本市が判断した場合は、契約候補者との交渉を終了し、審査委員会で順位づけされた上位の者から順に、契約締結の協議を行うものとする。
- ⑤ 契約の支払方法については、契約締結前に別途協議する。

#### 14 問合せ先

〒669-1595 兵庫県三田市三輪2丁目1番1号

三田市 総合政策部未来戦略室 アウトドア交流推進課（本庁舎4階）

電話：079-556-8230（直通）

電子メール：[outdoor@city.sanda.lg.jp](mailto:outdoor@city.sanda.lg.jp)